

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年 2 月 22 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国 民 年 金	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700475号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700047号

第1 結論

昭和61年4月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から平成3年3月まで

20歳になった昭和61年*月頃、A県B市役所から国民年金の任意加入の案内文書と納付書が送付されてきた。私は、当時学生だったが、母の勧めで国民年金に加入することにした。

請求期間の国民年金保険料については、母が3、4か月ごとにB市C出張所(当時)の窓口において納付してくれた。

母が請求期間の国民年金保険料を納付してくれたので詳細は分からないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「母が請求期間の国民年金保険料を納付してくれたので詳細は分からない。」旨陳述していることから、請求者の母に聴取したところ、請求者の母は、「国民年金の加入手続きを行っていないが、B市役所から任意加入の案内文書と納付書が届いたので、C出張所の窓口で国民年金保険料を納付した。」旨陳述している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方で氏名検索を行うなどの調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない上、請求者が請求期間当時に当該払出しを受けた場合に交付される国民年金の年金手帳について、請求者の母は、「交付されなかった。」と陳述しており、請求者は、「請求期間後に就職した際にもらった厚生年金保険の年金手帳以外に、年金手帳を所持していない。」旨陳述している。

また、B市は、請求期間当時の国民年金保険料の収納事務について、「出張所では、国民年金保険料の収納は行っていない。」と回答しており、請求期間の国民年金保険料をC出張所の窓口において納付したとする請求者の主張と符合しない。

なお、請求者の母から提出された請求者の父に係る昭和60年分から平成3年分までの所得税の確定申告書控を見ると、昭和63年分については、国民年金の支払保険料として、一人分の昭和63年1月から同年12月までの国民年金保険料額と一致する9万1,500円が計上されているところ、オンライン記録により、同年当時、請求者の父に係る国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、当該支払保険料に係る記載が請求者のものであると認めることはできず、他の年分については、社会保険料の内訳が記載されていないことから、当該確定申告書控により、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを確認することができない。

さらに、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、

ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700449号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700306号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年3月31日から同年4月1日まで

A社において昭和53年3月31日まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格の喪失日が同年3月31日とされている。

しかし、A社を昭和53年3月31日付けで退職し、同年3月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和53年4月1日に訂正し、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社は、「請求者に関する資料が残っていないため、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等は不明である。」旨回答している。

また、請求者及び複数の同僚から名前が挙がった請求期間当時の社会保険事務担当者は、オンライン記録によると、既に死亡しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、当該事務担当者の陳述を得ることができない。

さらに、A社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録がある12人及び同社における被保険者資格の取得日が請求者と同じ昭和51年4月1日である16人に請求者の退職日について照会を行い、請求期間に請求者と同じ本社勤務であり、かつ、請求者を知っているとする3人から回答を得たが、当該3人は、いずれも覚えていないと回答している。

加えて、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、退職日の翌日となるどころ、雇用保険の記録によると、A社における請求者の離職日(退職日)は、昭和53年3月30日であり、同社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和53年3月31日)と符合している。

また、請求者に係るB厚生年金基金の加入員台帳によると、A社における請求者の加入員資格の喪失日は昭和53年3月31日であり、同社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致している。

さらに、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日の前後各1年間のうち、月の末日頃に同社における被保険者資格を喪失している23人に退職時の給与からの厚生年金保険料控除について照会を行い、退職時は本社勤務であったとする3人から回答を得たが、当該3人は、いずれも覚えていないと回答しており、当該回答等から、請求者の請求期間における厚生年金保険料控除をうかがうこともできない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700443号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700307号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日並びにC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和26年4月1日から昭和28年7月1日まで

父の遺品の整理をしていたところ、昭和38年4月1日付けのA社に係る勤続満10年の表彰状が見つかった。当該表彰状の記載内容から、請求期間のうち、昭和28年4月1日以降の期間において、父がA社に在籍していたことが明らかだが、父の年金記録によると、同社B支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同年7月1日となっている。

また、父の大学卒業年月(昭和26年3月)から考えると、父が、昭和26年4月から、A社B支店又は同社の前身であるC社において勤務していた可能性があるため、昭和26年4月1日から昭和28年7月1日までの期間について調査の上、当該期間に係る父の厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の後継事業所であるD社から提出された訂正請求記録の対象者に係る社員台帳、請求者から提出されたA社取締役社長名の訂正請求記録の対象者に係る勤続表彰状及び訂正請求記録の対象者と同期入社であるとする複数の者の陳述から、訂正請求記録の対象者が、請求期間のうち昭和28年4月1日から同年7月1日までの期間において、A社B支店に在籍していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、訂正請求記録の対象者が請求期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることが要件とされているところ、D社は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について、「合併を繰り返しており、請求期間当時の資料は確認できず不明である。」旨回答しており、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料控除を事業所から確認することができない。

また、C社又はA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録があり、かつ所在が確認できた22人に照会し、10人から回答又は陳述があったが、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

さらに、前述の訂正請求記録の対象者と同期入社であるとする複数の者の陳述内容から、訂正請求記録の対象者と同様に、A社B支店に営業職として昭和28年4月1日から在籍していたと考えられる3人の同社同支店における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、訂正請求記録の対象者の同社同支店における同資格取得年月日と同日の昭和28年7月1日である上、請求期間当時のC社に係る被保険者名簿において、当該3人及び訂正請求記録の対象者の氏名は、いずれも見当たらない。

加えて、A社B支店に係る被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日が訂正された事跡はない上、C社に係る被保険者名簿において、請求期間及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の健康保険の番号に欠番はなく、当該各被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。